

新福監第234号
令和6年1月26日

介護・障がい福祉サービス事業者 代表者 様

新潟市長 中原 八一
(担当：福祉部福祉監査課)

介護・障がい福祉サービス事業者の業務管理体制確認検査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり書面検査を実施しますので通知します。

記

- 1 提出書類 業務管理体制確認検査（一般検査）調査票（以下「調査票」） 1部
※「調査票」様式は、Excelシートでメールに添付
- 2 提出先 新潟市福祉部福祉監査課
E-mail:kansa.wl@city.niigata.lg.jp ※メールで提出してください
- 3 提出期限 令和6年2月9日（金）
- 4 検査結果 後日、結果通知をメールで送付
- 5 根拠法令 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の33第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号) 第51条の2第2項、31
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条5の26、24条19の2、24条38

- 6 その他 業務管理体制確認検査は、おおよそ6年に1回実施しており、令和3年度からは、介護・障がい福祉サービス事業者について同時実施しています。なお、点検結果によっては、文書による改善報告を求める場合があります。
- 7 留意事項 入力介護・障がいの両分野において届出を行っていたとしても、点検結果はまとめて行ってください（1事業者につき、提出は1つとなります）。
「調査票」は、「届出事項」「体制整備事項」の2部構成となっており、シートも2つに分かれています。入力記載例を参考にしながら、必ずどちらとも入力してください。
- 「調査票」様式はホームページでも掲載しています。
なお、掲載している様式はメールに添付したものと同一です。
- ↓
- 「新潟市ホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）」⇒「健康・医療・福祉」⇒「福祉・生活保護」⇒「社会福祉施設・法人等指導監査」⇒（「業務管理体制確認検査について」）「令和5年度業務管理体制確認検査（一般検査）調査票」
<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/gyoumukannritaisei.html>
- 8 参考資料 業務管理体制届に関する資料をメール添付しています。提出前に、必ず確認してください。
※資料は、「令和3年度・4年度 新潟市福祉監査課実施の集団指導資料」における該当箇所を抜粋しています。

連絡先

福祉監査課（担当：梅澤・佐藤・武藤）

TEL：025-226-1184 または 1185

FAX：025-225-6304

障がい福祉サービス等に関する基準 ・ 指定後の届出等について

令和3年度

指定障がい福祉サービス事業者等集団指導資料

※該当箇所を抜粋しています。

新潟市福祉部障がい福祉課

I 障がい福祉サービス等に関する基準について

1	基準の概要	1
2	職員の資格要件	3
	(1)管理者の資格要件	
	(2)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件	
	(3)相談支援専門員の要件	
	(4)重度訪問介護従業者の要件等	
	(5)行動援護従業者の要件等	
	(6)同行援護従業者の要件等	
	(7)放課後等デイサービス従業者の要件等	
	(8)児童発達支援従業者の要件等	

II 指定後の届出等について

1	業務管理体制の整備に関する届出	9
	(1)届出が義務づけられている事業者の区分	
	(2)整備すべき業務管理体制及び届出内容	
	(3)届出先	
	(4)届出事由及び届出様式	
2	指定の変更申請	11
3	変更届	12
4	廃止届、休止届、再開届、辞退届	14
	(1)廃止・休止しようとする場合	
	(2)再開した場合	
	(3)指定の辞退をしようとする場合	
5	指定の更新申請	15
6	その他	16
	(1)事故報告及び感染症等の報告について	
	(2)感染症・食中毒対策について	
	(3)社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	
	(4)建物使用に係る建築基準法令等の遵守について	
	(5)障害福祉サービス等情報の報告について	
	(6)近隣住民等への配慮について	
	(7)令和3年度障害福祉サービス等報酬改定のうち、実施が義務付けられたもの (経過措置期間あり)	
◎	変更届出時に特に留意いただきたい事項	28
◎	関係法令等	29
◎	変更届出書の添付書類一覧（総合支援法、特定・障害児相談、児童福祉法）	30

Ⅱ 指定後の届出等について

1 業務管理体制の整備に関する届出

平成 24 年 4 月から、不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての指定障がい福祉サービス事業者等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられました。

(1) 届出が義務づけられている事業者の区分

届出は次の区分ごとに、事業者（＝法人）単位で行います。（事業所・施設ごとではありません。）

障害者総合支援法	① 指定障福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者 ② 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
児童福祉法	③ 指定障害児通所支援事業者 ④ 指定障害児入所施設の設置者 ⑤ 指定障害児相談支援事業者

(2) 整備すべき業務管理体制及び届出内容

整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。

事業所数	整備すべき業務管理体制	届出内容
1～19	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の氏名、生年月日
20～99	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	法令遵守責任者の氏名、生年月日 法令遵守規程の概要
100 以上	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行状況の監査の実施	法令遵守責任者の氏名、生年月日 法令遵守規程の概要 業務執行状況の監査の方法の概要

※ 事業所等の数え方について

・事業所番号が同一であっても、指定を受けたサービス種別ごとに 1 事業所と数えます。障害者支援施設は、指定件数が 1 件なので「1」と数えます。

・事業所数は(1)の事業者区分ごとに合計します。（法人全体の合計ではありません。）

- (例) A事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ① 4
 B事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ① 4
 C事業所（就労移行支援・就労継続支援B型） ① 2
 D事業所（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型） ① 3
 E事業所（共同生活援助） ① 1
 F施設（施設入所支援・生活介護・自立訓練） ① 1

G相談支援事業所（特定・一般(地域移行・地域定着)・障害児) ②③⑤ 1

→ 区分①＝15 事業所 ②＝3 事業所 ⑤＝1 事業所・・・いずれも 20 事業所未満

(3) 届出先

事業所等の区分	届出先
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
② 指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村 (新潟市)
③ 全ての事業所等が新潟市内に所在する事業者	新潟市
④ ①～③以外の事業者	都道府県

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

(4) 届出事由及び届出様式

下記の事由が生じた場合は、(1)の事業者区分ごとに速やかに届出を行ってください。

例えば、障害福祉サービス事業所と相談支援事業所を運営する事業者の場合、2通提出することになります。

届出が必要となる事由	届出様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合 ※ 事業者（＝法人等）が、初めて当該区分（1）の事業者区分①～⑤）の事業者等の指定を受けた場合（＝当該区分の「業務管理体制に関する届出」を行っていない場合）	第1号様式（障害者総合支援法） 第2号様式（児童福祉法）
○事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先の変更が生じた場合 （例）A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合 届出先 A県知事 → 厚生労働省本省に変更 （注）変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要です。	第1号様式（障害者総合支援法） 第2号様式（児童福祉法）
○届出事項（事業者（＝法人）の名称・所在地や法令遵守責任者の氏名等）に変更があった場合 ※ <u>ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</u> ・ 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	第3号様式（障害者総合支援法） 第4号様式（児童福祉法）

介護サービス事業者の 業務管理体制の整備について

新潟市福祉部 福祉監査課

1. 介護保険事業者における
業務管理体制の整備と届け出先
2. 業務管理体制の整備
3. 事業者・法令遵守責任者の責務
4. 新潟市の確認検査体制
5. 事業者の本部等への立入検査等
6. 指定取消事案と連座制

1. 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届け出先

- 平成21年5月に施行された改正介護保険法により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所(施設)の数に応じ定められています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが必要です。

【業務管理体制整備の内容】

	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備
		法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定又は許可を受けている事業所(施設)数 (みなし事業所を除く)		

【届出先】

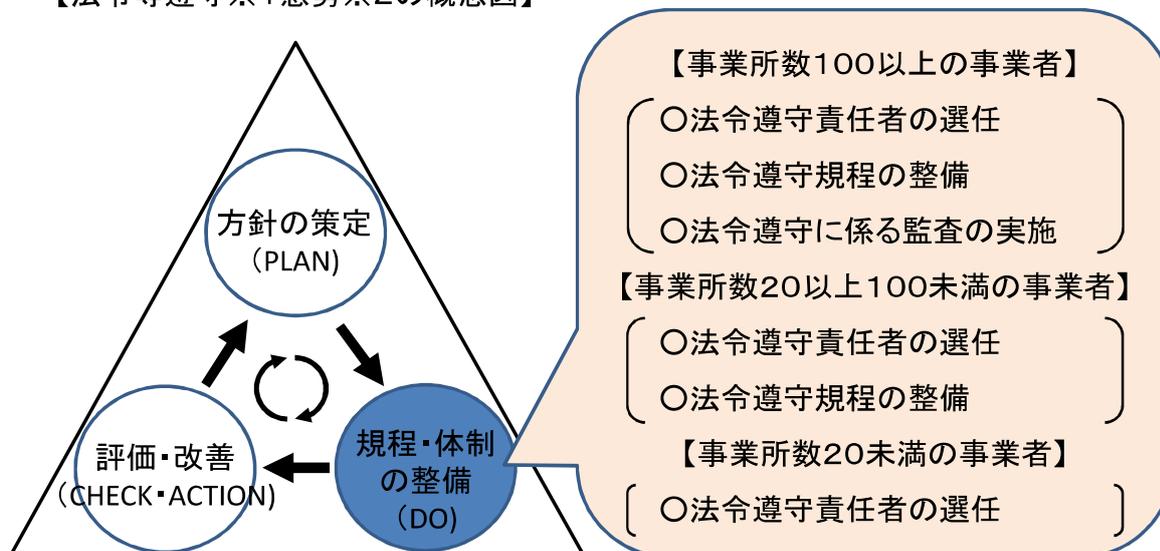
区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以上の地方厚生局管轄区域の所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	③を除く市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

2. 業務管理体制の整備

- 業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

【法令等遵守※1態勢※2の概念図】



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

3. 事業者・法令遵守責任者の責務

(1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたもの

→ 事業者自らが、法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかなど、自己点検を行うことが必要

(2) 法令遵守責任者の責務

事業者内において、業務管理体制を整備・運用する上での中心的役割を担う者（資格・要件等について、法令等による定めなし）

→ 介護保険法、基準条例・通知等の内容に精通した法務担当の責任者であり、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定

4. 新潟市の確認検査体制

(1) 検査形態

①一般検査

書面検査を基本とし、必要に応じて実地検査を実施
おおむね6年に1回実施

②特別検査

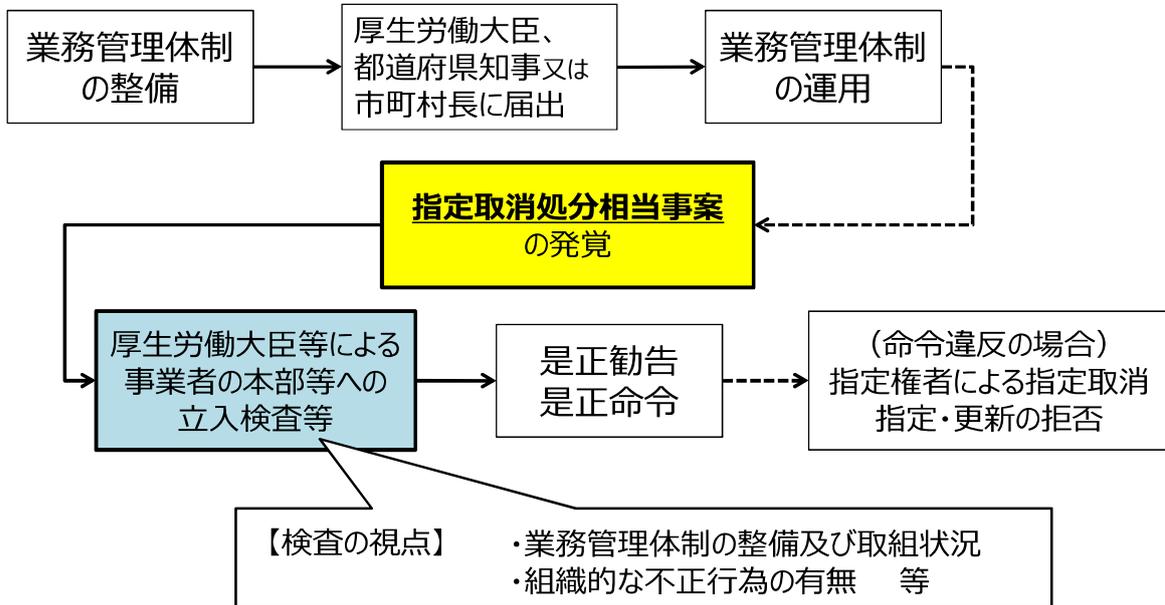
指定事業所等の**指定取消処分相当事案**が発覚した場合に、事業者本部等へ立入検査を実施

(2) 検査の視点

- ・事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制の整備状況
 - ・指定取消処分相当事案への組織的関与の有無
- 事業者自ら問題点の改善を図るよう意識付け
⇒ 必要に応じて是正勧告を行い、是正されないときは改善命令を行う

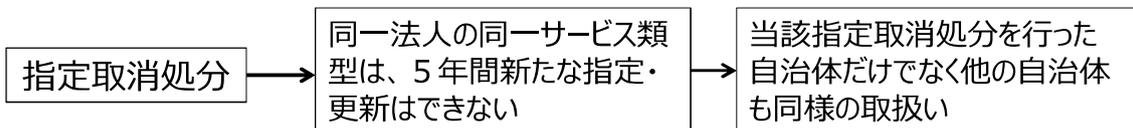
5. 事業者の本部等への立入検査等

- 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働省・都道府県等は事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行います。

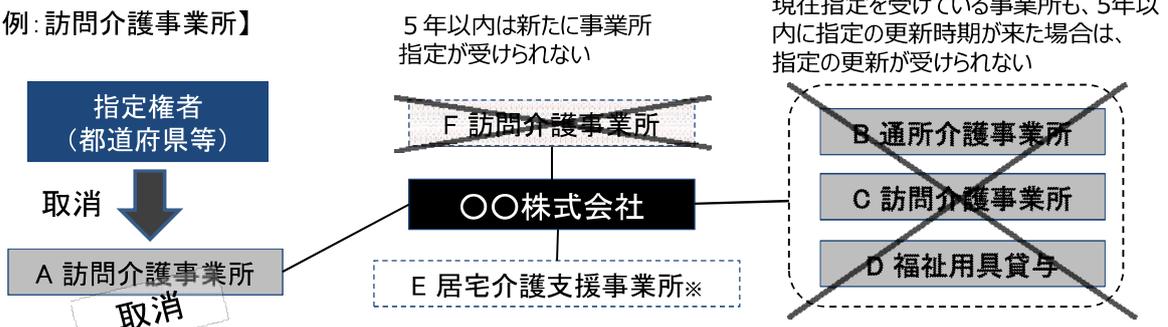


6. 指定取消事案と連座制

- 不正等の行為により指定取消処分を受けた事業所(者)について役員等の組織的な関与が認められた場合、組織の連座制として、指定取消日から5年間を経過するまで、同一法人が経営する同一サービスタイプの事業所において新規指定・更新が受けられなくなります。
- ※指定取消処分を行った当該都道府県だけでなく、他の都道府県に所在する事業所(同一サービスタイプ)も新規指定・更新が受けられなくなります。
- ※「役員等」には、事業所を管理する者(管理者)も含まれます。



【例：訪問介護事業所】



※E 居宅介護支援事業所は同一サービスタイプでないので「新たに事業所指定」は受けられる。

(参考)

介護保険法第115条の32第1項(抜粋)

指定居宅サービス事業者、……（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、…に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

介護保険法施行規則第140条の39

法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- ①指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- ②指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20以上100未満の事業者
法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- ③指定又は許可を受けている事業所又は施設の数100以上の事業者
法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。